

機械器具設置工事業における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14~15	自社工場でカットした部材をサンダーで削っていた時、誤って手がすべり、サンダーを落とし、右太股内側下部にサンダーの刃が当たり、負傷した。	72	—
2	13~14	分水プール給排水設備改修工事現場に於いて、掘削穴2.3m深の穴の中で配管作業中、掘削穴地上プールサイドで杭打ち及び川砂埋戻し作業中のバックホーが横転してきたため逃げる際、バックホーのアームとバケットが右肩と腰に接触して負傷した。	44	10~29
2	13~14	分水プール給排水設備改修工事現場に於いて、掘削穴2.3m深の穴の中で配管作業中、掘削穴地上プールサイドで杭打ち及び川砂埋戻し作業中のバックホーが横転してきたため逃げる際、サポートのアームとバケットが右肩と腰に接触して負傷した。	35	10~29
3	14~15	会社で機材積降段取作業中、受材の修正を行おうとして、鉄板の吊り場際（高さ120mm）で玉掛が外れ、鉄板の下に手を入れてしまい、右手を打った。	23	10~29
4	13~14	物入建具工事現場で使用する物入建具製作中、自社作業場で丸のこ昇降盤で木材を切断作業中、木材のふしが飛び右手の中指、薬指に当たり負傷した。	62	1~9
7	10~11	SUS看板1300×4000×1.5t73kを4人で運搬し2名が足場1800の所で支え2名（被災者）が地面で位置合わせのため、ジャッキアップ地面から200位に合わせるため、充電インパクトを使って上げていた所SUS看板がグラつき（被災者）がとっさ的に支えようと左手を看板右下と地面の間に入れてしまい看板がジャッキから、はずれ	46	1~9

		落下し左中指環指、小指不全切断したもの。		
7	10～ 11	ユニットバス設置工事にて、既設の浴室を取り壊す際に壁のコンクリートを研っていたとき、コンクリート欠片が右足に落下し、右足小指を負傷した。	36	1 ～ 9
9	2～3	列車無線用アンテナ取り付け柱であるパンザマストを新設する現場で、4段継のパンザマストを移動式クレーンで吊り上げて、埋設穴に建植する作業中に、4段継の下3段が抜け落ち倒れ、被災者に当たった。	28	10 ～ 29
9	2～3	列車無線用アンテナ取付柱であるパンザマストを新設する現場で、4段継のパンザマストを移動式クレーンで吊り上げて、埋設穴に建植する作業中に、4段継の下3段が抜け落ち倒れ、被災者に当たった。	44	10 ～ 29
9	17～ 18	倉庫で車の荷台から道具を降ろしている時、重さ（30kg）の道具箱が左足の甲に落としかかり負傷した。	21	1 ～ 9
10	13～ 14	太陽光発電設置工事現場において、丸太を切断中に、誤って右足甲に丸太を落としてしまい、負傷したもの。	32	1 ～ 9
10	9～ 10	工場内において鉄骨を二人で運ぶ時に誤って左足甲に鉄骨が落ちて負傷した。	44	1 ～ 9
10	5～6	元請によるロンピック添加剤ミキサー整備工事に向かう際に高圧洗浄車を準備しているときに、洗浄車後部の油圧式ホースリールを巻き取り時に、ホースの先端が近くに止めてあったリフトのタイヤに引っ掛かっていることがわからずに巻き、ホースが飛んできて目に当たり負傷した。	47	1 ～ 9
11	2～3	耐震化等工事において、エレベーターオモリの交換作業中、電動チェンブロックで吊り上げたオモリ（1枚30kg）が、ピット床面から約1500mm上ったところでスリングベルトからオモリが抜けバッファトップ部にバウンドした後、ピット内で作業を見守っていた（500mm～600mm離れて）被災者左腕に当たり骨折した。	62	1 ～ 9

11	9~ 10	配電盤（空調動力盤）を2階機械室に搬入する際に、ビニールで養生されたまま横倒しにして、ナイロンスリングを用いて吊り上げながら、平行移動した。2階ステージ上に来た際、ナイロンスリングが外れ、配電盤が2mの高さから落下し、ステージの手摺りに当たった。その後配電盤が被災者の方に倒れて来たので、受け止めようとしたが重さに耐え切れず配電盤の下敷きとなった。	22	1 ~ 9
11	10~ 11	就業場所であるうどん工場にて1人で製麺機を使い、うどんの生地を伸ばす作業を行っていた。その際にうどんの生地の繋ぎ目を直すため、上下に動作するローラーとコンベアーとの隙間（通常3~4cmある）に生地の上から右手首を挟まれて負傷した。	25	10 ~ 29
11	18~ 19	3FF級冷蔵庫内で既設床置型ユニットクーラーのみ撤去作業中フォークリフトにて既設ユニットクーラーを約70mm位下げていたところ、6mの高さから既設木ダクトとダクト内に充満した氷の塊が落下し、被災者の上に落下した。	62	10 ~ 29
11	14~ 15	当社工場内で被災した。被災者は、定盤上（幅1525mm×長さ3050mm×高さ400mm）のステンレス板と、ステンレス製の枠を接着する作業を行っていた。接着剤を塗布後、接着面を固定する為、鉄製の重り（幅60mm×長さ840mm×高さ60mm×重量20kg）を枠の上に置き、左手を床について、余分な接着剤を右手に持った布で拭き取っていた。その際、重りが落下し左手人差し指の上に当たり負傷したものである。被災原因として、定盤の端で作業を行っていたことに加え、重りの載せ方がステンレス枠の上にきちんと載っていなかった事が考えられる。尚、被災者はゴム手袋を着用して作業を行っていた。	42	50 ~ 99
12	10~11	キャッパー移載機の昇降用サーボモーター交換のため、モーターとスライドベアリングとのカップリングの締め付けボルトを緩めたところ、スライドベアリングの駆動シャフトが自重（約40kg）で空回りし、約450mm降下したため、モーター取付ベースと昇降スライドベースの間に右手親指と人差し指を挟み被災した。	53	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html